

平成30年度 飛騨・美濃すぐれもの 申請者募集

県産品の宣伝や販売プロモーションを行う際に看板商品となり、岐阜県のブランディングにつながる「飛騨・美濃すぐれもの」を広く募集します。

申請説明会
開催
3月2日(金)

飛騨・美濃すぐれものとは・・・

緑豊かな山々と清らかな水が流れる「清流の国ぎふ」ならではの四季折々の豊かな自然やものづくりの伝統を活かし、物語性、オリジナリティ、高品質、安全・安心などの観点から厳選された、県産品の宣伝や販売プロモーションを行う際に県産品の看板商品となり、岐阜県のブランディングにつながる優れた商品です。

認定のメリット

○ プロモーション

- ・岐阜県が制作するパンフレット等で、商品の背景にある地域のつながりなどの物語性を紹介し、県が積極的に商品のPRを実施します。
- ・スーパーマーケット等で一定期間の販売プロモーションを実施します。

○ 商品のイメージアップ

- ・岐阜県を代表する優れた県産品に選定された商品として、県が各種広報媒体を使ってPRします。商品の知名度の向上と、消費者や流通関係に対する信頼性の向上が期待できます。

○ 売れる商品のレベルアップ

- ・百貨店、専門店、スーパーマーケットのバイヤーやメディア関係者の意見、販売プロモーションでの取扱いなどを通して、商品の改良や新たな商品開発につなげます。

○ 商品の販路拡大

- ・国内外の見本市や商談会への出展をご案内します。
- ・岐阜県名産販売（株）やTHE GIFTS SHOP（岐阜県アンテナショップ）等、県産品を取扱う販売者へ認定商品を紹介します。

[応募期限] 平成 30 年 3 月 30 日 (金)

[申請者資格] 次の（１）～（４）のすべてに該当し、農業、林業、畜産業、漁業又は製造業を営む個人、法人又はこれらを営む者で組織される団体

- （１）岐阜県内の生産者又は岐阜県内に事業所を有する方
- （２）選定の対象となる県産品の生産、製造又は加工の全部又は一部を行う方
- （３）過去３年に、社会的に信頼を失うような法令違反又は事故がない方
- （４）岐阜県が定める「暴排措置に係る照会手続き等に関する要綱」第３条に該当しない方

[対象商品] 次の（１）（２）のいずれにも該当し、ブランド力のある商品として、消費者と直結した販売戦略等に基づき全国に向けて販売促進していくことに対応でき、岐阜県のイメージアップに活用できる商品

- （１）県内に事業所を有する者が生産、製造又は加工の全部又は一部を行ったもので最終消費者が使う商品
- （２）申請時の事業年度を除く過去３年間に、生産、製造又は販売の実績がある商品
(テストマーケティングは販売実績に含めません。)

お申込み・お問合せ

岐阜県 商工労働部 観光国際局 観光企画課（観光資源係）
〒500-8570 岐阜市藪田南2-1-1
TEL 058-272-8396 FAX 058-278-2674
E-mail c11334@pref.gifu.lg.jp

飛騨・美濃すぐれもの

検索

[応募方法]

応募商品 1 点につき、
以下の申請書類等一式を岐阜県観光企画課へ郵送又は持参してください。

※様式は下記「飛騨・美濃すぐれもの」ウェブページからダウンロードできます。

- 「飛騨・美濃すぐれもの」認定申請書（様式第 1 号） 1 部
- 商品の写真 3 枚以上（正面、上部及び側面から撮影した、商品がよくわかる鮮明なもの）の画像ファイル（CD-R又はDVD-Rに保存して提出するか、電子メールで送付して下さい。）
- パンフレット等商品を説明する資料 1 部
- 食品については食品表示に関する全てのパッケージやシール 1 式
- 各種認証等を受けている場合は、認定書の写し



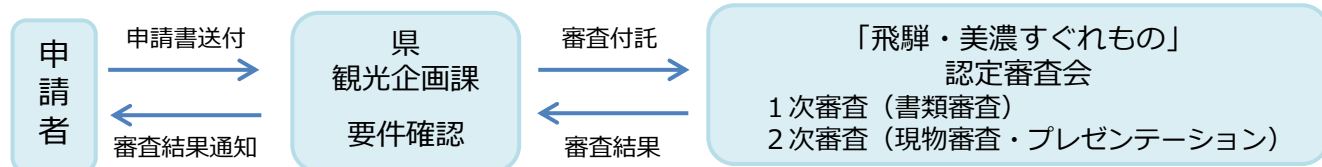
[申請説明会]

日時：平成 30 年 3 月 2 日（金） 14:00 ～ 15:00

会場：岐阜県シンクタンク庁舎 5 階 大会議室（岐阜市藪田南5-14-12）

※参加を希望される方は、「飛騨・美濃すぐれもの」ウェブページから参加申込書をダウンロードし、2月23日（金）までにFAX又は電子メールにてお申込みください。

認定までの流れ



- ① 申請者資格及び対象商品の要件を満たしていることを確認
- ② 【1次審査】書類審査（5月予定）
- ③ 【2次審査】現物審査・プレゼンテーション（7月または8月予定）
※ 2次審査は現物審査及びプレゼンテーションを行うため、商品の提供、申請者の出席をお願いします。
- ④ 2次審査通過商品について、関係機関による法令確認
- ⑤ 岐阜県知事が「飛騨・美濃すぐれもの」として認定
※ 審査の結果は、9月中にお知らせする予定です。

認定基準

以下の項目について、百貨店、スーパーマーケット、専門店のバイヤー、メディア関係者による「飛騨・美濃すぐれもの」認定審査会で審査します。
※ 季節商品については、期間内での安定供給ができる商品であること

認定基準	項目
(1) 商品の情報発信に積極的に商品及び岐阜県のブランド力向上に意欲がある	・ 消費者や取引先等に対するPR宣伝、広報活動に積極的であること ・ 岐阜県の認知度及びイメージの向上につながる取組みを行っていること ・ ホームページで情報発信を行っていること
(2) 消費者等に対し、誠実で責任のある対応が迅速かつ的確にできる	・ 消費者からの苦情・要望・問合せ等に対応できる体制、危機管理体制があること ・ 商品の供給時期等の情報を的確に提供できる体制があること
(3) 商品に岐阜県の自然、歴史、伝統、文化的背景や地域とのつながりがあること、岐阜県及び地域のイメージと結びつける物語性がある	・ 商品に岐阜県の自然、歴史、伝統、文化的背景や地域とのつながりがあること ・ 岐阜県及び地域のイメージと結びつける物語性があること ・ 生産(製造)技術、原材料にこだわりがあること
(4) 商品に独自性及び優位性がある	・ 食味、機能、デザイン等が優れていること ・ 独自の技術、技法により生産(製造)されていること ・ 類似商品との差異性があること ・ 商品の認知度があること
(5) 高い品質を維持・向上するための技術的取組みや体制整備がなされている	・ 高品質な商品を出荷するための取組みがあること ・ 生産技術や市場の動向等に関する調査、研究等を行っていること ・ 品質の高さを裏付ける客観的な事実があること
(6) 将来にわたり持続的な生産又は製造が可能であり、安定供給が可能である	・ 安定した量の商品を提供することが可能で、消費者が容易に入手できること ・ 技術を継承するための取組みを行っていること
(7) 消費者の安心感・信頼感を確保する取組みがなされている	・ 衛生管理、法令・社内規定違反等の発生を防止する体制が整っており、消費者の信頼性を確保する取組みがあること ・ 安全・安心取組認証の取得、または取得した原材料の使用、環境に配慮した原材料の使用、製造方法等があること ・ トレーサビリティ・システムの導入、原材料や生産(製造)過程の情報開示があること

有効期限

認定を受けた商品の有効期限は3年間

（本年度認定商品の有効期限：平成33年3月31日まで）

※ 引続き認定を受けようとするときは、再度申請して審査を受ける必要があります。

認定された事業者を求めること

- ・ 「飛騨・美濃すぐれもの」の認定を受けた県産品（認定商品）は、原則、「飛騨・美濃すぐれもの」マークを表示すること（表示に要する経費は事業者負担とする）。
 - ・ ホームページやパンフレット等において商品紹介をする際には、認定商品であることを表示すること。
 - ・ 毎年、認定商品の販売実績状況を報告すること。
 - ・ 認定商品の生産、加工、製造、販売、流通等において事故等の問題が生じたときは、認定された事業者が責任を負うこと。事故等の内容について、すみやかに報告すること。
- ※ 上記を満たさない場合は、認定を取消しを行う場合があります。

応募上の注意

- ・ 提出いただく申請書類等については、返却いたしません。
- ・ 申請者資格及び対象商品の要件を満たしていない場合、審査付託を行いませんのでご了承ください。
- ・ 2次審査通過後、表示等について、食品表示法や景品表示法など代表的な法令の確認を行います。表示等が不適切である場合は認定できない可能性がありますので、申請時より法令遵守に努めていただくようお願いします。